

平成29年3月14日
文 部 科 学 省
初等中等教育局財務課
高校修学支援室

**高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を
改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について**

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、平成29年1月18日から平成29年2月16日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計7件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 添付書類について	申請書内の「個人番号カードの写し等」が具体的に何を指すのかわかりにくい。	御意見も踏まえ修正しました。 様式第1号(その1)の【2. 保護者等の収入の状況について】の冒頭に「個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)」と記載することで、添付書類を明示することとしました。
2. 個人情報の管理等に伴う事務負担増について	マイナンバーを導入することで、個人のプライバシー情報の漏洩、不正使用などの恐れがあり、また、学校の事務職員が個人情報を管理することなどから、これまで以上に事務負担が増えるため、マイナンバーの導入自体に反対する。	番号利用法では、就学支援金事務においてマイナンバーを利用することが可能とされています。 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令のほか、個人情報保護委員会の特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に則り、適切に事務処理を行うこととなります。 また、学校設置者においては、申請及び届出時の所得確認が容易となり、生徒・保護者にとっては、課税証明書の取得が不要となります。 さらに、毎年の届出が不要となることから、全体として事務負担の軽減が図られると考えます。
3 申請書の項目について	申請書のチェック項目や記入上の注意、留意事項が多く分かりづらいため、簡素化してほしい。	申請書の項目や留意事項は、法令上確認を要するものや、就学支援金の不正受給防止の観点から必要なものを記載しています。今回の改正では、留意事項等の趣旨がより伝わりやすくするため表現を修正しています。